# 第20準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第23号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

# 第21準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第24号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

2024/2/28 原告ら代理人弁護士

### この裁判のポイント

### 主な争点

- ・(株)トライの負う「常勤支援員確保義務」の内容と性質 →内容につき、争いなし(被告最終9頁)
- (株)トライがこの義務を履行したか

### 視点

- ① 放課後児童クラブ
- ② 指定管理者制度

## ① 放課後児童クラブ

・常勤支援員の確保が、なぜ重要でなぜ必要か

#### 運営費における常勤職員配置の改善(放課後児童健全育成事業)

成育局 成育環境課

#### 1. 施策の目的

○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

#### 2. 拡充内容

○「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、<u>現行の補助基準額に加え、</u> 「<mark>常動</mark>の放課後児童<mark>支援員を 2名以上配置した場合」の補助基準額</mark>を創設する。

#### 【現行の補助要件】

①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員(常勤・非常勤問わず)を2名以上配置した場合、②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合(小規模の場合など)、

など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

『拡充イメージ(児童数36~45人、年間開所日数250日以上の例)】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額 (案) (1支援の単位当たり年額)
創設	<u>常勤の放課後児童支援員を2名以上</u> 配置した場合。	* 2名とも常勤	6, 552千円
① (現行)	放課後児童支援員(常勤・非常勤問わ ず)を <u>2名以上</u> 配置(※)した場合	★ ★ *常勤・非常勤問わず	4, 868千円
② (現行)	放課後児童支援員(常勤・非常勤問わ ず)を <u>1 名のみ</u> 配置した場合	*常勤・非常勤問わず	4, 088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

#### 3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区及び一部事務組合を含む) 【補 助 率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

## ② 指定管理者制度

- ~基本協定書の解釈~
- 〇 前提として、通常の契約解釈
  - →意思表示の合致、その前提となる経緯 (「週38h45m」の合致を覆す証拠存在せず)
- (1) 指定管理者制度における基本協定書の意義 民主的コントロール(事前/事後の)
- (2) とくに継続的役務提供契約としての留意点

### 結論

- ・(株)トライは、常勤(=週38時間45分以上の勤務する人)支援員確保 義務を負う。
- ・ 常勤支援員確保義務を履行できなければ、債務不履行となる。
- 本件で常勤支援員を仕様書(基本協定)記載の必要数を確保できなかったのは明らかである。
- よって、(株)トライは債務不履行責任を負う。
- 被告は(株)トライに対し損害賠償請求権を行使しなければならない。